

総合支庁の見直し方針

平成27年3月

山形県

目 次

1	総合支庁の見直しの背景	1
2	行政を取り巻く環境の変化	2
3	県が直面する課題とその対応方向	6
4	総合支庁に求められる対応	
	(1) 対応方向	7
	(2) 具体的対応	
	①総合行政機能	11
	②安全・安心機能	12
	③市町村支援機能	12
	④産業振興機能	15
	⑤村山総合支庁のあり方	17
	(3)「総合支庁の目指す方向」との関係	18
5	総合支庁の組織体制の見直し	
	(1) 4 総合支庁共通の見直し	19
	(2) 村山総合支庁の見直し	22
6	総合支庁の見直しに係る今後の対応	25

1 総合支庁の見直しの背景

(1) 総合支庁の概要

- 平成 13 年 4 月に、地方事務所、保健所、農業改良普及センター、建設事務所等を統合した「総合支庁」を県内 4 地域に設置した。
 - * 村山・置賜の両地域には、住民サービスの利便性や災害への迅速な対応等の観点から、事務事業の実施や施設の維持管理等の機能を担う「分庁舎」を設置。
- 総合支庁に県庁から大幅な権限移譲を行い、各地域の振興に係る企画から事業実施、評価までを一貫して行える体制を整備した。
- 総合支庁設置時（平成 13 年 4 月）の「総合支庁の目指す方向」は以下のとおりである。

総合支庁の目指す方向	主な内容
◇総合的な行政の展開	<ul style="list-style-type: none">・ 各分野の横の連携を密にし、効果的、総合的な地域づくりを展開
◇県民にわかりやすい行政の展開	<ul style="list-style-type: none">・ 総合支庁の判断で実施できる事務・権限を増やし、現地即決体制を整備・ 各種許認可等の事務・権限を県庁から移譲し、身近な総合支庁で各種相談や申請に対応
◇県民の視点・地域の視点に立った地域づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 広報・広聴機能を強化し、地域の要望や意見を的確に把握・ 市町村に対し、地域の実情に応じた助言や支援を実施・ 市町村や地域の方々との議論・協議の場を設定するなど、地域の知恵と創意を積極的に活用

(2) 見直しの背景

- 総合支庁設置から 10 年以上が経過し、地域や行政を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、平成 25 年 3 月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」（以下、「行革プラン」という。）において、地域課題により的確に対応するため、総合支庁設置の理念の下に、以下の 3 つの視点で検証を加え、総合支庁のあり方を検討していくこととした。

- | |
|-----------------------------------|
| <視点 1> 総合支庁の担うべき行政機能のあり方 |
| <視点 2> 地域の実情に合った地域振興機能のあり方 |
| <視点 3> 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方 |

2 行政を取り巻く環境の変化

平成 13 年度に総合支庁が発足してから今年度で 14 年目となるが、以下に述べるように、行政を取り巻く環境が発足当時と比べて大きく変化している。

(1) 少子高齢化を伴う人口減少の進行

- 各地域とも人口減少が進行しているが、最上地域では村山地域の 3.6 倍のペース (H12 ⇒ H25) で進む等、その状況は地域毎に大きな差があり、将来的に更に拡大すると推察される。

	人口(人) (H12.10.1)	15才未 満の割 合	65才以 上の割 合		人口(人) (H25.10.1)	減少率 (H12 ⇒H25)	15才未 満の割 合	65才以 上の割 合		人口(人) (2040推計)	減少率 (H25 ⇒2040)	15才未 満の割 合	65才以 上の割 合
村山	581,488 (47%)	14.9%	22.0%	⇒	556,063 (49%)	-4.4%	12.7%	27.8%	⇒	432,937 (52%)	-22.1%	10.0%	38.2%
最上	95,410 (8%)	15.6%	24.4%		80,425 (7%)	-15.7%	12.0%	30.8%		52,572 (6%)	-34.6%	9.4%	42.3%
置賜	246,684 (20%)	14.9%	23.6%		219,927 (19%)	-10.8%	12.4%	29.3%		156,405 (19%)	-28.9%	10.0%	38.6%
庄内	320,565 (26%)	15.0%	23.8%		284,845 (25%)	-11.1%	12.1%	30.9%		193,640 (23%)	-32.0%	9.6%	41.6%
県計	1,244,147	15.0%	23.5%		1,141,260	-8.3%	12.5%	29.1%		835,554	-26.8%	9.9%	39.3%

H12国勢調査
「山形県の人口と世帯数」【県統計企画課】
国立社会保障・人口問題研究所 (H25=2013)

(2) 地方分権改革による市町村への権限移譲の進展

- 本県では平成 18 年 10 月に「山形県事務・権限移譲推進プログラム」を策定して権限移譲を推進してきており、平成 26 年 4 月まで、20 法令 173 事務を移譲している。(プログラム策定前からの累計では、55 法令 464 事務を移譲。)
- 上記のほか、政府の地方分権改革による権限移譲も行われており、いわゆる「第 2 次一括法」(平成 23 年 8 月公布)により、本県では 19 法律に基づく事務が市又は市町村に移譲された。

(3) 市町村合併・市町村間連携等の進展

- 庄内地域では、平成 17 年度に市町村合併が実現し、総合支庁発足時と比べ市町村数が 9 減少して 14 から 5 となった。合併から 9 年が経過し、それぞれの合併市町の体制が定着してきている。
- 市町村間の連携や協力を通じて人口定住を促進するための「定住自立圏構想」については、山形市を中心市とする東南村山の 3 市 2 町で「山形定住自立圏形成協定」(平成 23 年 7 月)が、鶴岡市を中心市とする南庄内の 1 市 2 町でも「庄内南部定住自立圏形成協定」(平成 24 年 10 月)が、それぞれ締結され、協定に基づく各種取組みが行われている。
また、酒田市を中心市とする北庄内の 1 市 3 町についても、平成 26 年 12 月に「庄内北部定住自立圏形成協定」の締結がなされ、平成 27 年度から具体的な事業を展開していくこととしており、更に最上地域の 8 市町村についても、新庄市を中心市とする定住自立圏の形成を目指し、平成 27 年 6 月の協定締結に向けて検討が進められている。
- 地方分権改革が進展する中、県民や地域住民の視点に立って事業を効果的・効率的に展開するため、地域において展開される各種施策やプロジェクトについて、県と市町村の連携も進められてきた。

(4) 県・市町村の行財政改革の進捗による職員数の減少

- 国・地方とも厳しい財政状況が続く中、地方自治体においても、地域における様々な課題に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、行財政運営の全分野について不断の見直しが求められている。
- 県及び市町村においては、「集中改革プラン」等に基づき、職員数の削減や給与の見直し等による人件費縮減など様々な行財政改革に取り組んできたが、職員の大量退職期を経て、一部市町村からは、土木職等の専門職の採用や育成が困難になり、災害対応やインフラの維持修繕に支障が生じているとの声も出ている。
- 最も職員数が少ない町では一般行政部門全体で60名程度となっており、小規模な町村では行政の各分野での専門性の確保が特に大きな課題となっている。

	H13	H25	
県	5,088人	4,163人	(-925人、-18.2%)
市町村計	7,937人	6,577人	(-1,360人、-17.1%)

※ 県職員数は知事部局一般会計の職員定数
市町村の職員数は、「地方公共団体定員管理調査」(総務省)の一般行政部門の職員数

(5) 県庁から総合支庁への権限移譲の状況

- 平成26年4月まで、延べ835件の事務・権限を県庁から総合支庁に移譲し、総合支庁での現地即決が可能な体制整備を進めてきた。現在も、国や県単独の新たな事業を中心に、毎年度、事務・権限の移譲を行っている。
- 一方で、平成19年度には県庁と総合支庁の役割分担の検証を行い、頻度や効率性の観点から、これまで51件の事務・権限を総合支庁から県庁に移管した。

(6) 自然災害の頻発

- 近年、全国的に豪雪や集中豪雨等の自然災害が頻発し、本県においても、豪雪に加え、平成25年7月及び平成26年7月の大雨のように、大きな被害が発生する事例が増加している。
- 県では、災害発生時には、現場機能を有する総合支庁において、県庁と連携を図りながら、県管理道路や県管理河川、農業用施設等の被災に係る応急対応や復旧に迅速に対応しているほか、必要に応じて、市町村が管轄する災害への対応についても、専門的・技術的な面から支援を行っている。

(7) 政府における新たな地方制度の創設等

- 平成25年6月に出された第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」では、人口減少・少子高齢化社会においても、人々の暮らしを支え、経済を牽引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、それによって全国の基礎自治体(市町村)が人々の暮らしを支える行政サービスを持続可能な形で提供していくことが必要であるとしている。
- 同答申を踏まえた地方自治法の一部改正が平成26年5月23日に成立、5月30日に公布されるとともに、新たな連携制度の創設や既存の制度への支援拡充が行われている。

◇地方自治法の改正

①中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能にするため、特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口 30 万人以上の市」から「人口 20 万人以上の市」に変更。
- ⇒ 山形市が中核市となる人口要件を満たすことになった。

②「連携協約」制度の創設

- ・ 地方公共団体間の柔軟な連携を可能にするため、国家間の条約のように、地方公共団体が他の地方公共団体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める「連携協約」を締結できる制度を創設。
- ⇒ 市町村間の連携によっても課題解決が困難な場合は、県との連携も選択肢となる。

③「事務の代替執行」制度の創設

- ・ ある地方公共団体において、その事務の一部を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体の長等に管理・執行させることができる「事務の代替執行」制度を創設。
- ⇒ 条件不利地域の市町村の事務の一部を県に代替執行させることも選択肢の一つとなる。

◇「地方中枢拠点都市」制度の創設

- ・ 政令指定都市又は中核市が「地方中枢拠点都市」となり、近隣市町村と「連携協約」を締結のうえ、圏域全体の経済成長の牽引や高次の都市機能の集積、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に向けた取組み等を行う場合に、地方財政措置で支援。
(なお、後述の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。)

◇「定住自立圏構想」の一層の推進

- ・ 既に制度化されている「定住自立圏」の取組みに係る特別交付税措置を拡充。

(8) 今年度に入ってから政府・県の動き

政府の動き（「まち・ひと・しごと創生」関係）

- 人口急減・超高齢化という我が国が直面する課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣に、「まち・ひと・しごと創生本部」（本部長：内閣総理大臣）が設立された。（平成 26 年 9 月 3 日）
- 同月 29 日には、人口減少の抑制や東京一極集中の是正に向けた基本理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法案」を閣議決定し、国会へ提出、11 月 21 日に成立、同月 28 日に公布された。
 - <「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念（主なものの抜粋）>
 - ・ 日常生活の基盤となるサービスの確保
 - ・ 結婚・出産で希望を持てる社会の形成
 - ・ 仕事と生活の調和を図れる環境整備
 - ・ 地域特性を活かした就業機会の創出
 - ・ 自治体相互の連携協力による効率的な行政運営の確保
 - 等

- 同法は、政府において、地方創生に関する目標や施策に関する基本的方向等を盛り込んだ今後5年間の「総合戦略」を作成することを定めるとともに、都道府県や市町村においても「地方版総合戦略」を作成する努力義務を課している。
- 政府は、50年後に1億人程度の人口を維持することを目指し、我が国の人口動向を分析し、将来展望を示すための「長期ビジョン」と併せ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をまとめ、平成26年12月27日に閣議決定を行った。
これを受けて、各自治体は、中長期を見通した「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定するよう要請されている。

県の動き①（「人口減少対策プロジェクトチーム」関係）

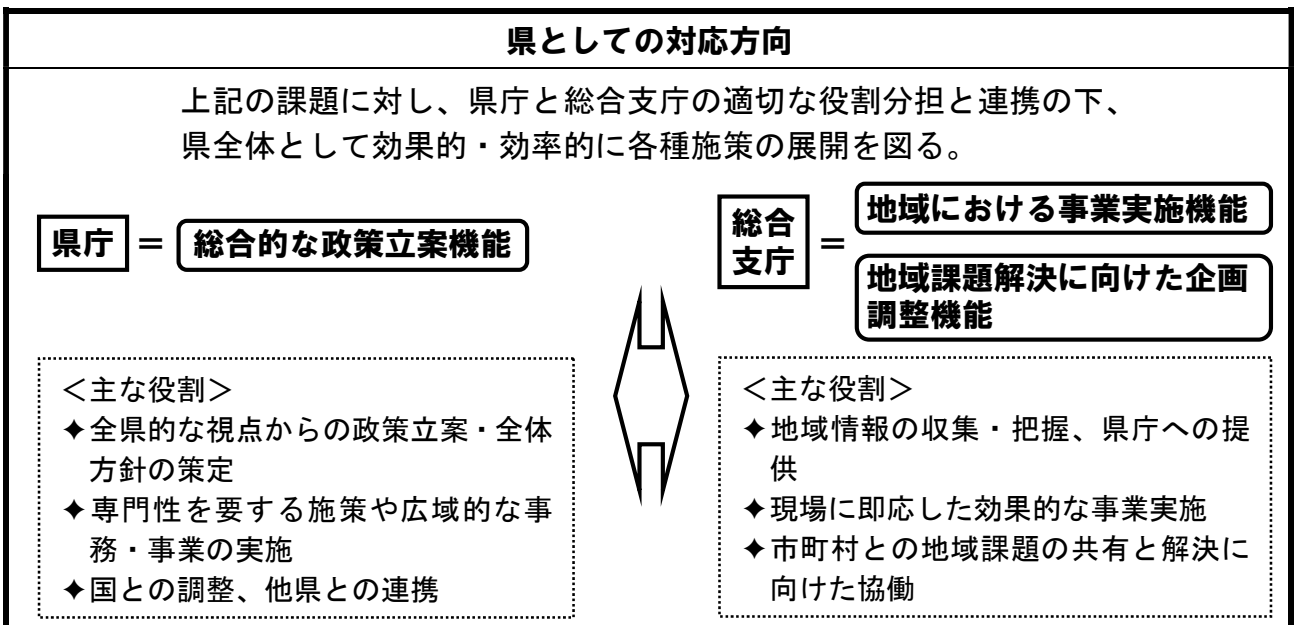
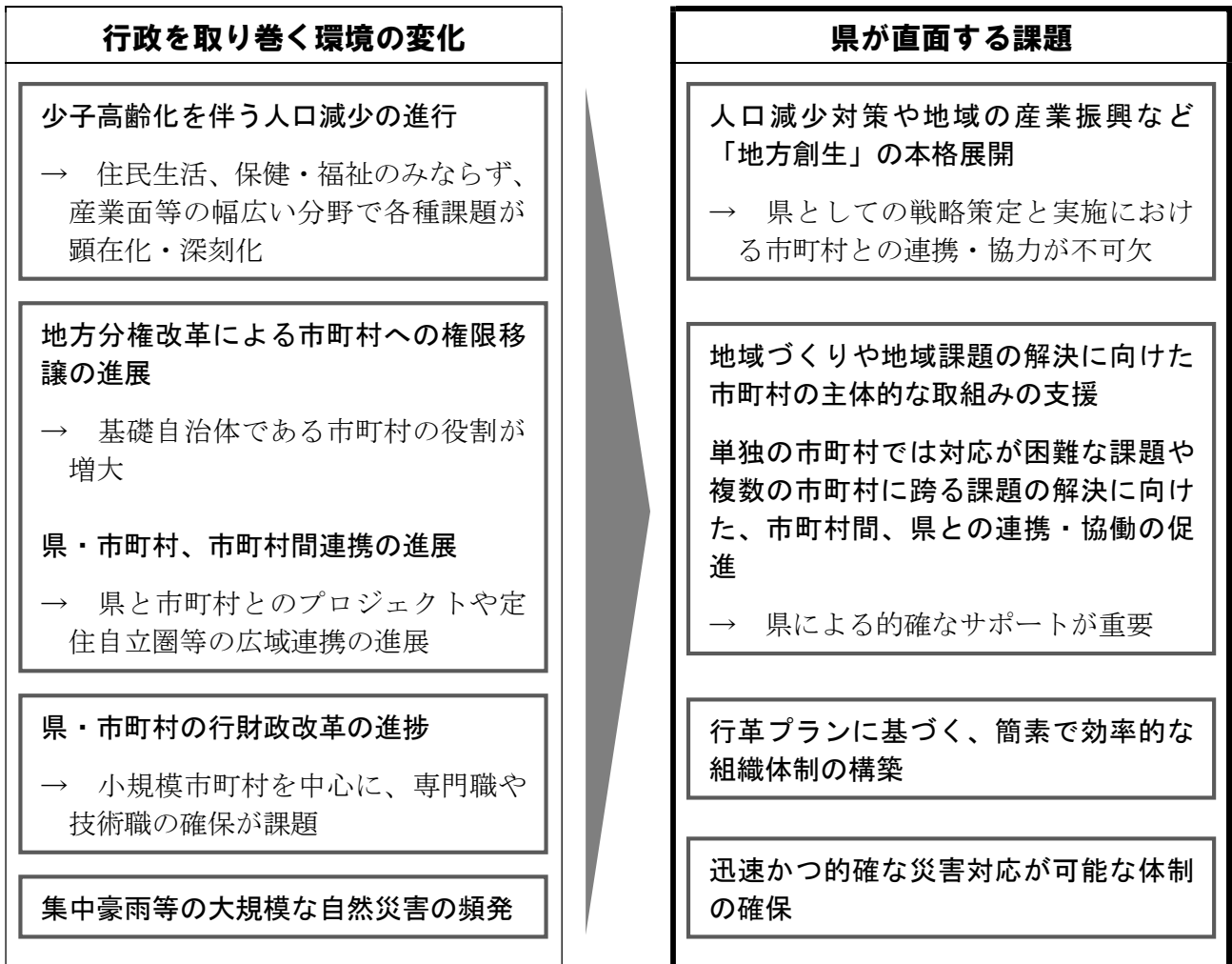
- 今後の人口減少対策を効果的かつ総合的に推進するため、部局横断的な検討を行う「人口減少対策プロジェクトチーム」を平成26年6月に設置し、①総合的な少子化対策、②人材の県内定着・県内回帰、③活力ある地域づくり、④産業振興・雇用創出戦略の4つの分野において、現行の施策の検証・評価等を行うとともに、新たな施策の方向性について検討を進め、同年12月に「中間報告」が取りまとめられた。
- 今後は、プロジェクトチームの検討を基に、政府の「まち・ひと・しごと創生本部」の動向等も踏まえながら、実効性のある人口減少対策について、平成27年度予算への反映を図り、これまで以上に市町村と密接に連携し、積極的に各種の取組みを推進していくとしている。
- また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」については、プロジェクトチームの検討の方向性に沿って、平成27年度中に策定する予定である。

県の動き②（「新たな広域連携等に向けた研究会」関係）

- 地方自治法の改正による新たな広域連携制度の創設を受け、様々な連携のあり方等についての議論を進めるため、県と市町村による「新たな広域連携等に向けた研究会」を県内4ブロックに設置し、平成26年8月～9月にかけて意見交換を実施した。
- 今後は、今年度から総務省が実施している「新たな広域連携モデル事業」の他県の取組みの成果等について情報提供を行いながら、研究会で出された意見や課題について更に議論を深め具体化を図るとともに、市町村間及び県と市町村の連携・協働のあり方の方向性について取りまとめを行うこと等を通じて、市町村による広域連携の取組みを支援することとしている。

3 県が直面する課題とその対応方向

「2 行政を取り巻く環境の変化」で示した各般の状況を踏まえ、県が直面する課題と県（県庁・総合支庁）としての対応方向を以下のように整理する。



4 総合支庁に求められる対応

(1) 対応方向

「3 県が直面する課題とその対応方向」で示した総合支庁の機能・役割が十分に発揮されるよう、総合支庁の現状に対する市町村の評価・意見（平成25年7～8月に実施した市町村長等からの意見聴取ほか）等を踏まえ、行革プランに掲げた3つの視点毎に、総合支庁に求められる対応方向（＝総合支庁の見直しの方向性）を以下のように整理する。

<視点1> 総合支庁の担うべき行政機能のあり方

総合行政機能

➤ 県内4地域体制の枠組みを維持し、各地域において総合的な行政と現地即決を推進

安全・安心機能

➤ 住民の生活基盤となるインフラ施設の維持管理や災害対応等の安全・安心に関わる機能（市町村に対する支援を含む）は、総合支庁に必要な体制を配置

市町村の評価・意見 (○：肯定的な意見、●：改善を求める意見)	その他考慮すべき事項	検討課題
	▽ 県内には、歴史的な経緯や地理的な条件、通勤・通学・買い物等の日常活動から、一定の圏域性を持った4つの地域が存在する。 県では、総合支庁設置以前より、これら4地域を基本に地域課題に則した地域振興に取り組んできた経過がある。	総合行政
○ ワンストップ化は評価できる。今後も県庁からの権限移譲を進め、総合支庁限りで対応できる業務を増やしてほしい。 ● 国との調整が必要な案件等についても、県庁に行くことなく、総合支庁で済むようになればありがたい。それが難しいのであれば、最初から県庁で対応してもらった方がよい。(主に村山地域の市町村の意見)	▽ 処理件数が少ない等、専門性の確保や効率性の面から、総合支庁が担うことが非効率と思われる事務・権限が生じている可能性もある。	現地即決 (県庁との 役割分担)
○ 災害発生時には迅速な対応がなされている。総合支庁の現場機能は重要。 ○ 土木や建築等の専門職の確保・育成が困難になる中、災害発生時の支援を含め、専門的・技術的なアドバイスはありがたい。引き続き支援をお願いしたい。(主に小規模な市町村の意見)	▽ 住民の生活基盤となるインフラ施設の適切な維持管理はもとより、災害発生時における迅速かつ的確な対応は、行政の最も基本的な責務である。	安全・安心 市町村支援 (専門的・ 技術的分野 における支 援)

<視点2> 地域の実情に合った地域振興機能のあり方

市町村支援機能

- 総合支庁が担う地域振興の役割を、地域における市町村支援に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化

産業振興機能

- 産業振興について、県全体の方針の下、県庁と総合支庁の役割分担を明確にし、県全体としてより効果的・効率的に施策を展開

市町村の評価・意見 (○：肯定的な意見、●：改善を求める意見)	その他考慮すべき事項	検討課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政課題が多様化・高度化し、県の協力・支援がないと解決できない課題も多い。総合支庁には、もっと地域（市町村）に入ってもらい、課題認識の共有と市町村と連携した対応を期待したい。 ● 町全体の振興について、県の視点も踏まえて相談対応してくれる仕組みがあればありがたい。（主に小規模な市町村の意見） 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 人口減少や少子高齢化に伴い、単独の市町村では解決困難な課題が増加していくことが懸念される。 政府においては、広域連携制度の拡充を図ることで対応していく方向にある。 ▽ 今後本格化する人口減少対策や地方創生の取組みは、県と市町村が連携・協力して施策展開を図ることが重要であり、現場に身近な総合支庁の役割も大きくなる。 	<p>市町村支援 （県との協働）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合支庁が加わることで、市町村同士で議論がしやすくなる面もある。広域的な課題について、市町村間連携に向けた調整を期待したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 市町村間連携に対する考え方は、構成する市町村の数や規模、人口動向、これまでの広域連携の取組状況等により、地域毎に異なる。（→P9の「※」参照） ▽ 権限移譲や市町村合併等を通じて、一定規模の市は行政機能の向上が図られており、近隣市町村との連携も含め、その主体的な取組みを促進・支援していくことが重要である。 	<p>市町村支援 （市町村間連携に向けた調整）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 観光分野の取組み等、一部、市町村と重なるような事業が見られるほか、「地域」を前面に押し出した事業は、市町村の独自戦略の足かせになる可能性もある。事業の必要性や役割分担について、十分検討・調整してほしい。（主に一定規模以上の市の意見） ○ 観光や農業等の産業振興は、市町村単独の対応では限界がある。総合支庁による広域的な施策展開に期待したい。（主に小規模な市町村の意見） 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 地域経済の持続的な発展や雇用創出を通じた人口減少の抑制、地域の担い手確保等に向け、県全体として戦略的な産業振興の取組みが求められる。 ▽ 産業振興については、国内外の競争が激しさを増す中、広域的な視点や専門性の高い支援がより重要になっており、総合支庁だけでは解決できない課題も多い。 また、施策の内容が重複する等、県庁との役割分担が曖昧なものも見られる。 	<p>産業振興</p>

※：各地域の市町村間連携に対する考え方と連携等の状況

地域	市町村長等からの意見聴取のまとめ (平成 25 年 7～8 月に実施)	主な市町村間連携の取組み (◆：実績、◇：動き)
村山	<p>○ 村山地域 7 市 7 町全体で連携すべき課題は見当たらないという認識が大半を占めている。 また、旧地方事務所単位での連携についても、市町の間で温度差が見られ、旧地方事務所単位での地域連携よりも、単独の市町では解決できない具体的な課題について、これまでの枠組みにとられない市町村間の連携に対する支援が期待されている。</p> <p>○ 西村山地域については、寒河江市を中心に連携、協力していこうという雰囲気を感じられる。</p>	<p>◆ 山形市を中心市とする東南村山の 3 市 2 町で「山形定住自立圏形成協定」を締結（平成 23 年 7 月）</p> <p>◇ 山形市が「中核市」への移行について検討を開始（平成 27 年度～）</p>
最上	<p>○ 8 市町村とも、行政の各般にわたって最上地域としてまとまっていこうという意識を共有しており、連携推進に向けた総合支庁の積極的な役割が期待されている。</p>	<p>◆ 市町村職員等が地域共通の課題について調査研究を行う「最上地域政策研究所」の取組みを展開（平成 24 年度～）</p> <p>◇ 現在、新庄市を中心市とする定住自立圏構想について、平成 27 年 6 月の協定締結に向け、最上 8 市町村で検討中</p>
置賜	<p>○ 各市町がある程度自立しているが、個別の課題によっては置賜地域としての広域連携が有効という認識はあり、そうした点について総合支庁の役割が期待されている。</p>	<p>◆ 地域の全市町で構成される置賜広域行政事務組合において広域市町村圏計画を策定</p> <p>◆ 電算システムの共同アウトソーシングの実施（平成 21 年度～：小国町を除く 3 市 4 町が参加）</p>
庄内	<p>○ 単独の市町では対応が困難な課題についての連携や、中心となる鶴岡市と酒田市で進め方が違うときの調整役などについて、総合支庁の役割が期待されている。</p> <p>○ 一方で、市町村数が大幅に減ったことから、これまでのように行政の各般にわたって県の調整に期待することはないとの意見もある。</p>	<p>◆ 鶴岡市を中心市とする南庄内の 1 市 2 町で「庄内南部定住自立圏形成協定」を締結（平成 24 年 10 月）</p> <p>◆ 酒田市を中心市とする北庄内の 1 市 3 町で「庄内北部定住自立圏形成協定」を締結（平成 26 年 12 月）</p> <p>[三川町、庄内町は、上記 2 つの定住自立圏形成協定に参加]</p>

<視点3> 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

村山総合支庁のあり方

- 村山地域における「東南」、「西」、「北」の3地域の圏域性等の地域特性を踏まえ、3地域それぞれに市町村支援機能を配置
- 併せて、「西」及び「北」の地域課題の解決に向け、総合支庁各部及び管内市町との調整機能を強化

市町村の評価・意見 (○：肯定的な意見、●：改善を求める意見)	その他考慮すべき事項	検討課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 分庁舎については、現場機能に加え、市町に対するきめ細やかな相談対応や支援、管内をまとめる機能についても充実を図ってほしい。(主に村山地域の分庁舎管内の市町の意見) ● 道路改良等の要望については、分庁舎、本庁舎、県庁と三箇所に行っており、非常に手間を感じる。(主に村山地域の分庁舎管内の市町の意見) 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 村山地域は、4総合支庁の中で最大の市町村数、面積、人口、インフラストックを抱え、現場機能を一箇所に集約することは困難な状況にある。 また、管内に東南村山、西村山、北村山の3つの地域が存在し、自然条件や人口動向等の違いから、各地域が直面する行政課題の内容も大きく異なっている。 ▽ 置賜地域は、全市町で構成される置賜広域行政事務組合による広域市町村圏計画もあり、広域圏として一定のまとまりが見られる。 	村山総合支庁のあり方

参考 村山地域の3地域の圏域性

①他市町村への通勤・通学／買物の動向

※平成22年国勢調査(総務省)、平成24年度山形県買物動向調査(県商業・まちづくり振興課)のデータによる。

東南村山	・山形市に隣接する全ての市町で、他市町村への通勤・通学率と買物行動率の行先の第1位が山形市であり、経済社会活動において山形市を中心とした強い圏域性がある。
西村山	・寒河江市に隣接する全ての町で、他市町村への通勤・通学率と買物行動率の行先の第1位が寒河江市であり、経済社会活動において寒河江市を中心とした圏域性が認められる。 ・なお、同第2位は、殆どが山形市であり、山形市を中心とする圏域との二重性がある。
北村山	・通勤・通学率と買物行動率において「大石田町から尾花沢市へ」の流れと「村山市から東根市へ」の流れが特に顕著であり二極性が認められるが、「尾花沢市から東根市・村山市へ」という流れも一定程度あり、全体として圏域性が認められる。 ・同時に、「東根市から山形市・天童市へ」という流れもあり、山形市を中心とする圏域との二重性がある。

②地域別の将来推計人口

[上段:人口及び増減数(人)、下段:増減率(%)]

	2010年人口	2040年推計人口	2010→2040増減	年齢階層別の増減の状況(2010→2040)		
				若年層(0-19才)	担い手層(20-64才)	高齢層(65才-)
村山全体	563,473	432,937	▲130,536 ▲23%	▲40,926 ▲41%	▲106,364 ▲34%	16,759 11%
東南村山	377,448	297,865	▲79,583 ▲21%	▲27,537 ▲40%	▲70,359 ▲33%	18,318 19%
西村山	85,685	59,775	▲25,910 ▲30%	▲6,727 ▲46%	▲18,214 ▲40%	▲971 ▲4%
北村山	100,340	75,297	▲25,043 ▲25%	▲6,662 ▲38%	▲17,791 ▲33%	▲588 ▲2%

東南村山

- ・今後、高齢化が本格化し、高齢者が増加

西村山、北村山

- ・現在、高齢化に直面しており、今後は高齢者も減少

※「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)のデータを基に作成

(2) 具体的対応

(1) で整理した「対応方向」を踏まえた「具体的対応」は以下のとおりとする。

①総合行政機能

【対応方向】

➤ 県内4地域体制の枠組みを維持し、各地域において総合的な行政と現地即決を推進

【具体的対応】

■「現地即決」及び「ワンストップサービス」の充実

- ◎ 総合支庁における「現地即決」及び「ワンストップサービス」の基本的考え方は引き続き堅持し、直接県民等を対象とするサービスや許認可事務等については、今後とも総合支庁が担うことを基本とし、総合支庁への権限移譲を推進する。
- ◎ 国との調整が必要な案件や最終的な権限が県庁にある案件等であって、総合支庁が窓口となる事務については、現地対応を基本とし、総合支庁が責任を持って県庁と調整を図るよう徹底する。
なお、県庁において改めて内容の確認等が必要となる場合も、総合支庁を通じて行うことを基本とし、総合支庁と県庁との間で十分に連携を図り、迅速な対応に努めるものとする。

■県組織全体としての事務の最適化・効率化

- ◎ 県組織全体としての事務の最適化・効率化を図るため、事務・権限全般にわたる検証を行い、現在の事務処理の状況等を踏まえつつ、必要に応じて、県民の利便性が低下しない範囲において、総合支庁から県庁への事務・権限の移管も検討する。
- ◎ 県庁への移管にあたっては、事務の内容によっては、総合支庁が形式審査を行い、申請書等を受理のうえ県庁へ進達し、県庁が実質審査を行うといったように、県民等の利便性に配慮した事務処理方法についても検討する。

〈県庁移管の検討対象となる事務・権限〉

- ・ 総合支庁における処理件数が著しく少なかったり、移譲当時に比べ著しく減少した事務で、専門性の確保や効率性の観点から、県庁で集中処理した方が効率的なもの。
- ・ 総合支庁に窓口機能を置く必要性が低く、職員が直接現場に出向いて処理する事務で、当該事務により得られる情報等が、総合支庁が行う地域振興の取組みに繋がらないもの。
- ・ 国への報告のための調査事務等で、内容が詳細かつ専門的であり、県庁において一括して処理した方が効率的なもの。

②安全・安心機能

【対応方向】

- 住民の生活基盤となるインフラ施設の維持管理や災害対応等の安全・安心に関わる機能（市町村に対する支援を含む）は、総合支庁に必要な体制を配置

【具体的対応】

- ◎ インフラ施設の適切な維持管理及び災害発生時の迅速かつ的確な対応が可能となるよう、**県民の安全・安心に関わる機能は、専門性の確保と地理的条件の両面を考慮し、基本的に現状の配置（7庁舎体制）を維持する。**
- ◎ 災害発生時においては、災害の規模や内容により、県庁及び他の総合支庁とも十分連携を図りながら対応するとともに、**応急対応から復旧に至る過程において、市町村からの要請に基づき、市町村に対する専門的・技術的な支援を実施する。**
（→市町村に対する支援のあり方については、「③市町村支援機能 ■専門的・技術的分野における市町村支援の充実」（P14）を参照。）

③市町村支援機能

【対応方向】

- 総合支庁が担う地域振興の役割を、地域における市町村支援に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化

【具体的対応】

■人口減少の進行等に伴い深刻化が懸念される地域課題への対応強化

- ◎ 少子高齢化や人口減少の進行等に伴い深刻化が懸念される各種の地域課題に対応していくため、**総合支庁が実施する地域振興施策は、これまでの「自ら企画し、実施する特色ある地域づくり」を中心とするあり方を見直し、「市町村との協力を通じた地域課題解決」の取組みの充実・強化を図る。**
- ◎ 施策の展開にあたっては、市町村との情報交換を密にし、**地域住民の暮らしや安全に関する分野を中心に、単独の市町村では解決が困難な課題や複数の市町村に跨る課題の解決に向けた取組みを重点的に推進する。**
- ◎ 上記の取組みを進めるにあたっては、**基礎自治体である市町村が果たすべき役割に十分留意したうえで、適切な役割分担の下、「市町村との連携・協働」や「市町村間連携の促進」等の視点を重視するものとする。**
また、取組みをより効果的なものとするため、必要に応じて、市町村に加え、NPOや民間団体等との連携・協働を図るための調整にも留意するものとする。

〈取組みの充実が求められる地域課題の例（市町村長等からの意見聴取で示された主なもの）〉

- ・ 雪対策／地域交通対策／高齢者の生活支援／消防団等の地域防災対策／地域コミュニティの維持・活性化／定住促進／空き家対策／インフラ老朽化対策 等

■地域課題解決のための市町村間連携に向けた調整機能の発揮

- ◎ 市町村間の連携・協力が有効な課題について、各種広域連携制度の活用を含め、市町村間連携が円滑に構築されるよう調整機能を発揮する。

〈市町村間連携の構築に向けた具体的対応〉

- ・ 総合支庁主催の管内市町村との定期的な会議及び地域における広域行政事務組合等の各種会議を活用し、市町村や地域が抱える課題について、総合支庁及び市町村間での認識共有を図っていく。
- ・ 連携・協力による地域課題の打開を目指す市町村に対し、各市町村の意向を踏まえながら、有効な連携手法（各種広域連携制度の活用や県内外の先進事例、「新たな人口減少対策」や「地方創生」等の県の施策と連動する取組み等）について助言・提言する等、関係する市町村の間でコーディネーターとしての役割を積極的に果たしていく。
- ・ 具体的な対応方策の検討にあたっては、市町村職員を主な構成員とする政策研究会等の運営協力（総合支庁職員の参画を含む）や市町村間で共通するテーマについての勉強会の開催等、市町村の主体性が発揚される場の設定に留意する。

市町村支援に係る各総合支庁の方向性

◇村山： 東南村山・西村山・北村山の各地域の圏域性や広域連携に関する意向等を踏まえ、各々の地域課題に的確に対応できるよう、特に西村山及び北村山における市町村支援機能を強化する。

東南村山地域については、定住自立圏の取組みが行われていることや山形市の「中核市」移行に向けた検討状況等を踏まえつつ、市町の主体性を尊重しながら、圏域の地域づくりを支援する。（→山形市が「中核市」に移行するとなった場合、村山総合支庁の市町村支援機能のあり方については別途検討が必要になると考えられる。）

なお、課題によっては地域を跨いだ対応が求められる場合もあることから、地域間・市町間の調整についても留意する。

◇最上： 地域に共通する多くの課題について地域でまとまって対応していくという認識で一致しており、その支援に向け、市町村間連携に係る調整機能を重視する。

なお、現在検討がなされている定住自立圏構想が実現した場合においては、構想に基づく各種取組みが効果的に展開されるよう、適宜支援を行っていくものとする。

- ◇置賜：各市町がある程度自立しているものの、多くの市町が課題によっては広域連携が必要との考えを持っており、その支援に向け、市町間連携に係る調整機能を重視する。
- ◇庄内：管内の市町村合併後の状況（14市町村 → 2市3町）や定住自立圏の取組みなど広域連携の進展を踏まえ、2市を中心とする主体的な取組みに対する支援及び市町間の調整を重視する。

■専門的・技術的分野における市町村支援の充実

- ◎ 地域住民が真に必要なとする行政サービスを確保するとともに、高度化・複雑化する行政課題に市町村が的確に対応していけるよう、従来、関係各課において任意的に行われてきた市町村に対する専門的・技術的支援について、総合支庁の業務の一環と位置付け、支援体制や支援内容の充実を図る。

〈専門的・技術的支援に係る具体的対応〉

- ・ 総合支庁が市町村に対して行う専門的・技術的支援の内容及び支援実施に向けた手順等について、分野毎に一定のルールを整備する。
- ・ 各部主幹課に市町村からの相談を受け付ける窓口機能を置くとともに、部を横断する対応が求められるものについて、庁内での円滑な調整を図る仕組みを設ける等、効果的・効率的に支援が行えるよう体制を整備する。
- ・ 上記のルールと体制の下、市町村からの要請に基づき専門的・技術的な助言を積極的に行うほか、研修会の開催等、市町村職員の専門性や技術力向上に向けた支援を行う。
- ・ 直接的な事務の執行（地方自治法に基づく「事務の代替執行」等）や職員の身分に関するもの（併任制度等）については、各種制度の趣旨を踏まえ、個別のケース毎に検討する。

④産業振興機能

【対応方向】

- 産業振興について、県全体の方針の下、県庁と総合支庁の役割分担を明確にし、県全体としてより効果的・効率的に施策を展開

【具体的対応】

- ◎ 県庁と総合支庁の連携による相乗効果を発揮するため、以下のように役割分担を明確化する。(→役割分担のイメージは下記のとおり。)

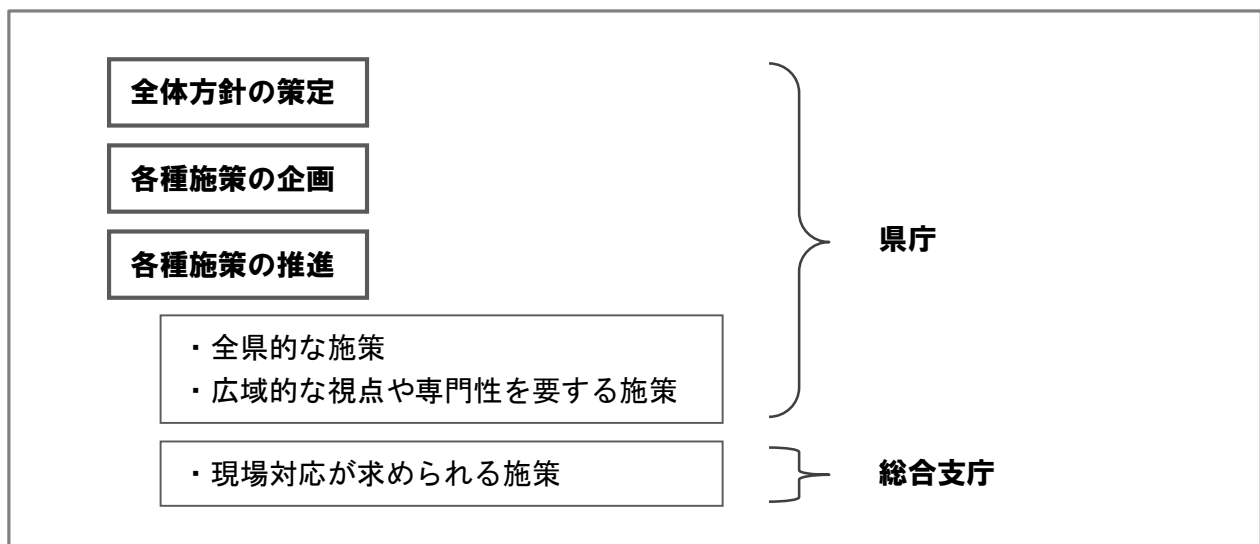
<総合支庁>

- ・ 県（県庁）が企画・推進する施策のうち、**地域関係者との連携・協働や技術指導等の現場対応が求められる施策を、地域の実情を踏まえて効果的に展開**（施策の展開にあたっては、市町村・民間団体等との役割分担や連携のあり方について十分留意するものとする。）

<県庁>

- ・ 産業振興全般及び各分野における県の全体方針を策定
- ・ 全県的な施策及び広域的な視点や専門性を要する施策を企画・推進
- ・ 全体方針の下で、各地域において効果的・効率的に施策が展開されるよう、**総合支庁が地域の実情を踏まえた取組みを企画・実施するための予算を措置**

～ 産業振興に係る県庁と総合支庁の役割分担のイメージ ～



〈主な分野の方向性〉

◇**商工**： 広域的な視点や専門的な支援が重要となる「製造業支援」、「新産業振興」、「中小企業振興」、「企業誘致」等の施策は、**県庁**が各種支援機関と連携を図りつつ、企画・推進する。

総合支庁は、県庁が推進する施策を地域において実施することを基本に、主に管内企業向けの身近なサポート機関として、県庁や各種支援機関と連携して相談窓口や各種許認可・補助事業等の申請窓口等の現地機能を担っていく。

◇**観光**： **県庁**は、「観光立県山形」の実現に向け、観光人材の育成等の受入態勢の整備や魅力ある地域づくり等、全県的な施策を企画・推進するとともに、全国・海外に向けた本県観光情報の発信や、東北観光推進機構や他県と連携した広域的な観光誘客を推進する。

総合支庁は、県庁が推進する施策を地域の実情を踏まえて展開するとともに、それぞれの地域の広域観光協議会等の下で、圏域への観光誘客（国内からの誘客）や地域資源の磨き上げ等について、市町村や民間団体の主体性の発揮に留意しつつ、それら関係者と連携した取組みを展開する。

◇**農業**： 「食産業王国やまがた」の実現に向け、農政改革やT P Pの進展等を踏まえながら、「産業政策」、「地域政策」、「構造政策」の3つを柱に据え、**県庁**と**総合支庁**が連携を図りながら農業施策を展開する。

県庁は、広域的な観点から、①生産対策や6次産業化を含めた農業経営の強化等、農業を足腰の強い産業としていくための施策、②そうした施策と一体的に展開する地域資源を活かした地域づくりや農業の多面的機能の維持・発展に向けた活動支援等、活力ある農山村を構築する施策、③更にこれらを下支えする多様な担い手の育成・確保や担い手への農地集積等を推進するための施策を、企画・推進する。

総合支庁は、**県庁**が推進する施策を地域において市町村や農業関係団体・機関と連携しながら展開するとともに、現場部門を持つ総合出先機関としての特性を活かし、地域に密着した取組みを支援する。

⑤村山総合支庁のあり方

【対応方向】

- 村山地域における「東南」、「西」、「北」の3地域の圏域性等の地域特性を踏まえ、3地域それぞれに市町村支援機能を配置
- 併せて、「西」及び「北」の地域課題の解決に向け、総合支庁各部及び管内市町村との調整機能を強化

【具体的対応】

- ◎ 東南村山、西村山、北村山の3つの地域の圏域性を踏まえ、それぞれの地域課題に的確に対応できるよう、西庁舎と北庁舎の両分庁舎に、災害対応を含む現場機能と併せ、市町村との連携・協働や市町間連携の調整・推進等を図る市町村支援機能を配置する。
併せて、両分庁舎を「地域振興局（仮称）」（「西村山地域振興局」、「北村山地域振興局」）に改める。
- ◎ 地域振興局に「地域振興局長（仮称）」を配置する。（現在の「地域振興監」は廃止。）
地域振興局長は、地域における「業務統括者」として、各部の事務を取りまとめるとともに、地域課題の解決に向けて、総合支庁各部との調整及び市町村との連携を推進するものとする。
- ◎ 管内の市町村の各種要望活動への対応に関しては、地域内の案件については、地域振興局長が責任を持って対応することを基本とする。

(3) 「総合支庁の目指す方向」との関係

(1) 及び (2) で整理した対応と「総合支庁の目指す方向」との関係は、以下のように整理される。

総合支庁の目指す方向	これからの総合支庁に求められる対応 (今後の総合支庁のあり方)
◇総合的な行政の展開 ・ 各分野の横の連携を密にし、効果的、総合的な地域づくりを展開	> 県内4地域体制の枠組みを維持し、各地域において総合的な行政を推進
◇県民にわかりやすい行政の展開 ・ 総合支庁の判断で実施できる事務・権限を増やし、現地即決体制を整備 ・ 各種許認可等の事務・権限を県庁から移譲し、身近な総合支庁で各種相談や申請に対応	> 住民の生活基盤となるインフラ施設の維持管理や災害対応等の安全・安心に関わる機能は、総合支庁に必要な体制を配置 > 各地域において現地即決及びワンストップサービスを推進
◇県民の視点・地域の視点に立った地域づくり ・ 広報・広聴機能を強化し、地域の要望や意見を的確に把握 ・ 市町村に対し、地域の実情に応じた助言や支援を実施 ・ 市町村や地域の方々との議論・協議の場を設定するなど、地域の知恵と創意を積極的に活用	> 総合支庁が担う地域振興の役割を、地域における市町村支援に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化 > 総合支庁は、県（県庁）が企画・推進する施策のうち、地域関係者との連携・協働や技術指導等の現場対応が求められる施策を、地域の実情を踏まえて効果的に展開

5 総合支庁の組織体制の見直し

「4 総合支庁に求められる対応」で示した各種機能等の見直しが、その効果を十分に発揮できるように、総合支庁の組織体制を以下のように見直す。

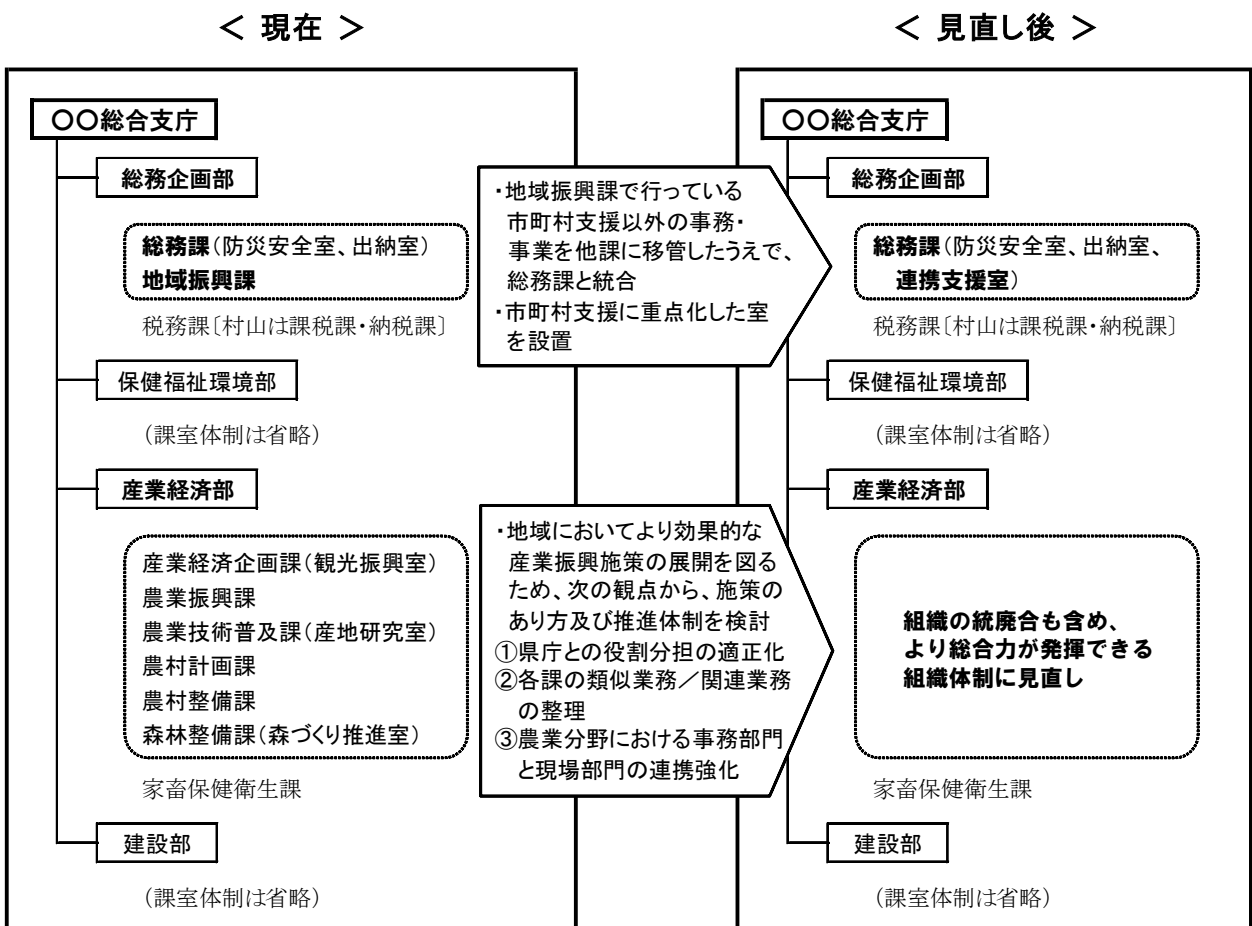
なお、見直しにあたっては、行革プランに基づき、簡素で効率的な組織体制が求められていることを踏まえ、限られたマンパワーの下で、専門性・総合力が発揮される組織体制となるよう留意するとともに、下記の見直し以外にも、毎年度の組織体制に係る検討の中で不断の見直しを行っていくものとする。

(1) 4 総合支庁共通の見直し

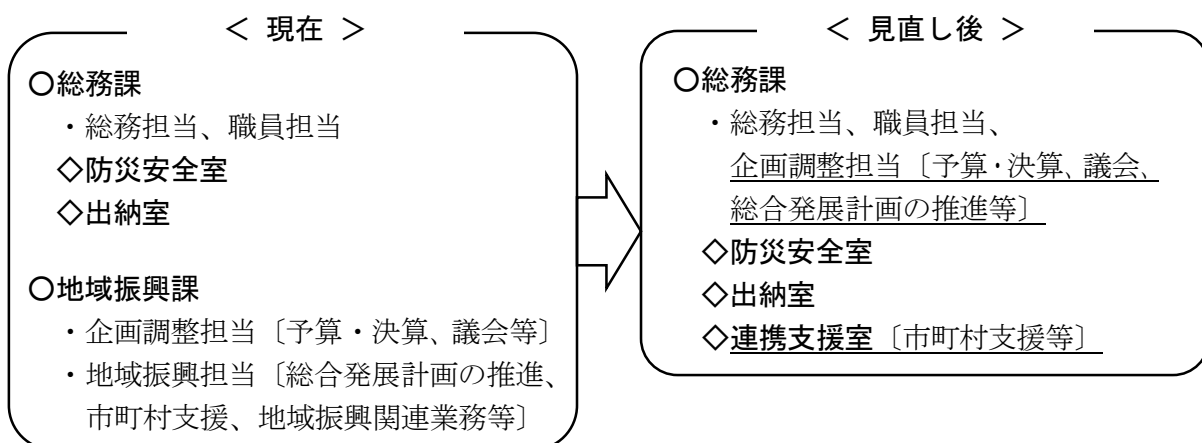
【見直しのポイント】

- ◎ 「市町村支援機能の強化」及び「効果的・効率的な産業振興施策の展開」（P12～P16）を図るため、各地域の状況も十分考慮しながら、以下の見直しを行う。
 - ・ 現在の地域振興課の業務を整理したうえ、総務課内に、市町村との連携・協働や市町村間連携の調整・推進等の市町村支援に重点化した室（「連携支援室（仮称）」）を設置する。
 - ・ 産業経済部について、施策のあり方及び推進体制を再整理のうえ、組織の統廃合を含む見直しを検討する。

【見直しのイメージ】



～ 総務企画部の総務課と地域振興課の統合イメージ ～



注1) <現在>は、現在の各総合支庁の業務分担を類型化したもの。総合支庁によってはこれと異なる場合もある。

注2) 現在、地域振興課の地域振興担当が担っている「地域振興関連業務」は、基本的に、その内容に応じて、総務課を含む他課へ移管する。

〈「連携支援室」の主な役割〉

- ・ 市町村支援のための専任職員を配置し、定期的な市町村訪問や各種会議等を通じて市町村との情報交換を密にし、地域課題の把握に努める。
- ・ 地域課題の解決に向け、市町村や庁内及び県庁の関係課と調整を図りながら、市町村間連携施策を展開する。
- ・ 市町村に対する専門的・技術的な支援に係る窓口機能及び庁内調整機能を担う。

- * 連携支援室は、主として分野横断的な対応や市町村間連携による対応が求められる課題についての相談等を受け付け、必要な支援（庁内調整を含む）を行う。
- * 個別分野に係る相談等については、各部主幹課に置く相談窓口で対応し、当該部の関係課が支援を行う。
- * なお、分野横断的な対応が求められる課題への対応にあたり、庁内調整を円滑に進めるため、各部主幹課の相談窓口を担当する職員は連携支援室の職員を兼務するものとする。

(→上記の市町村との調整や施策展開の進め方及び専門的・技術的な支援のあり方については、「4 総合支庁に求められる対応 (2) 具体的対応 ③市町村支援機能」(P12～P14)を参照。)

〈産業経済部の見直しに向けた考え方〉

- ・ 以下の3つの観点から、各課の業務の再整理及び組織体制の見直しに向けた検討を行う。
 - ① 現在、総合支庁が独自に企画・立案して取り組んでいる各種施策については、県の全体方針や県庁と総合支庁の役割分担の考え方に照らして、県庁への移管も含め、あり方を整理
 - ② 複数の課に跨る類似業務や関連業務を集約・整理し、一体的に展開
 - ③ 地域農業の実情等を踏まえ、政策支援と技術支援が連携した総合的な支援を展開

村山総合支庁分庁舎及び置賜総合支庁分庁舎の農村整備課の取扱い

〈経過〉

- ・ 「地域主権時代の県政運営指針」（平成22年3月策定、計画期間：平成22年度～24年度）に基づき、「総合支庁としての専門性や総合力を発揮するための体制整備」の一環として、村山総合支庁分庁舎及び置賜総合支庁分庁舎の農村整備課の両総合支庁本庁舎への集約が検討された。
- ・ 関係市町や団体等からの意見を聴取しながら検討を行ったが、事業に着手したばかりの地域もあったことから、今後の事業量の動向も見極めながら引き続き検討していく必要があるとして、平成25年4月からの統合を見送り、遅くとも平成27年度までに結論を出すこととされた。

〈対応〉

- ・ 近年、大雨により農地や農業用施設に大きな被害が発生する事例が発生しており、農村整備部門における災害対応機能の重要性が増していること等を踏まえ、**今後の地域毎の事業量の動向とともに、迅速な災害への対応という視点も併せて検討を行い、総合支庁組織の具体的な見直しの中で整理する。**

(2) 村山総合支庁の見直し

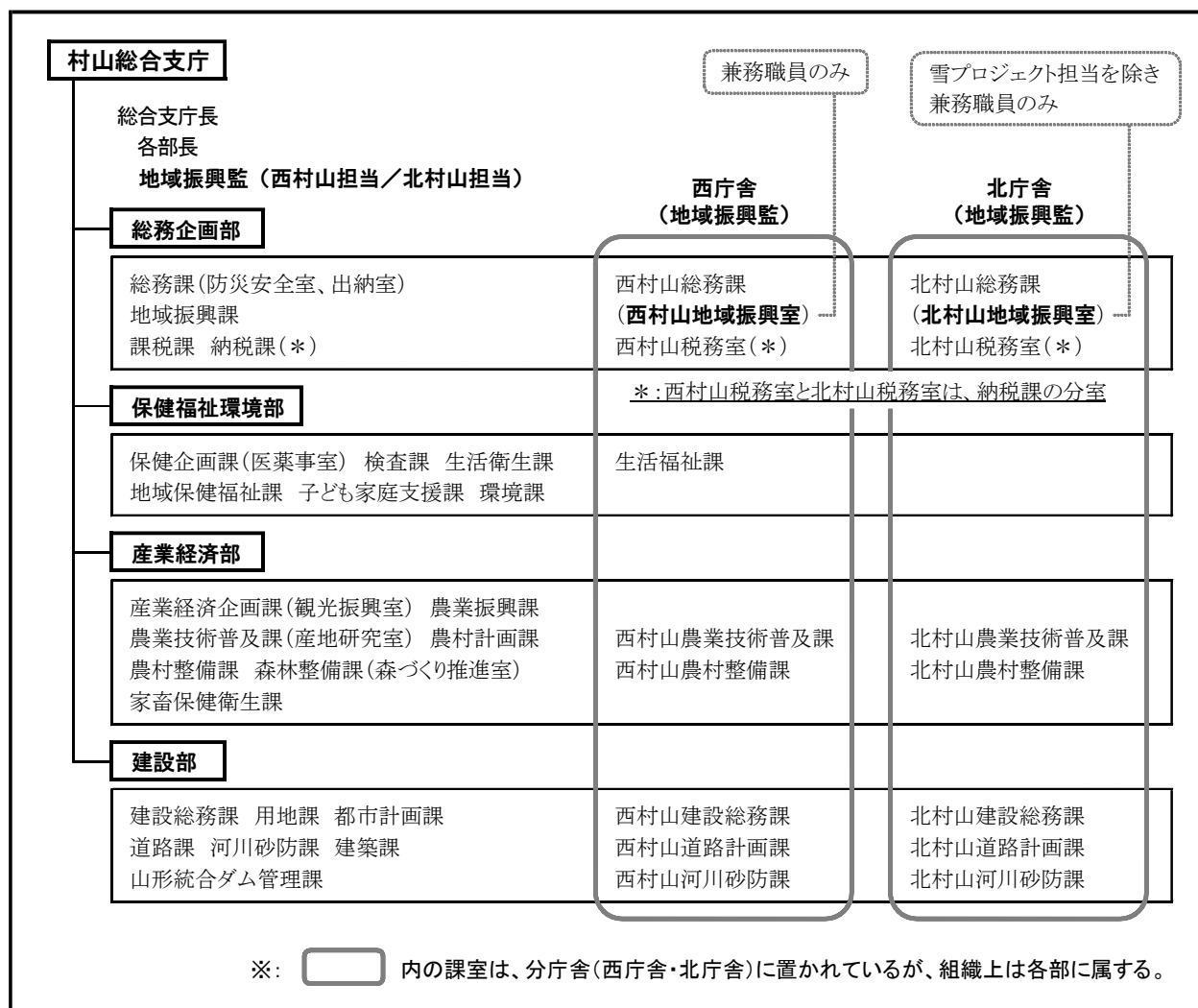
【見直しのポイント】

◎ 「4 総合支庁に求められる対応 (2) 具体的対応 ⑤村山総合支庁のあり方」(P17)の「具体的対応」を踏まえ、村山総合支庁の組織体制について、以下の見直しを行う。(名称はいずれも仮称である。)

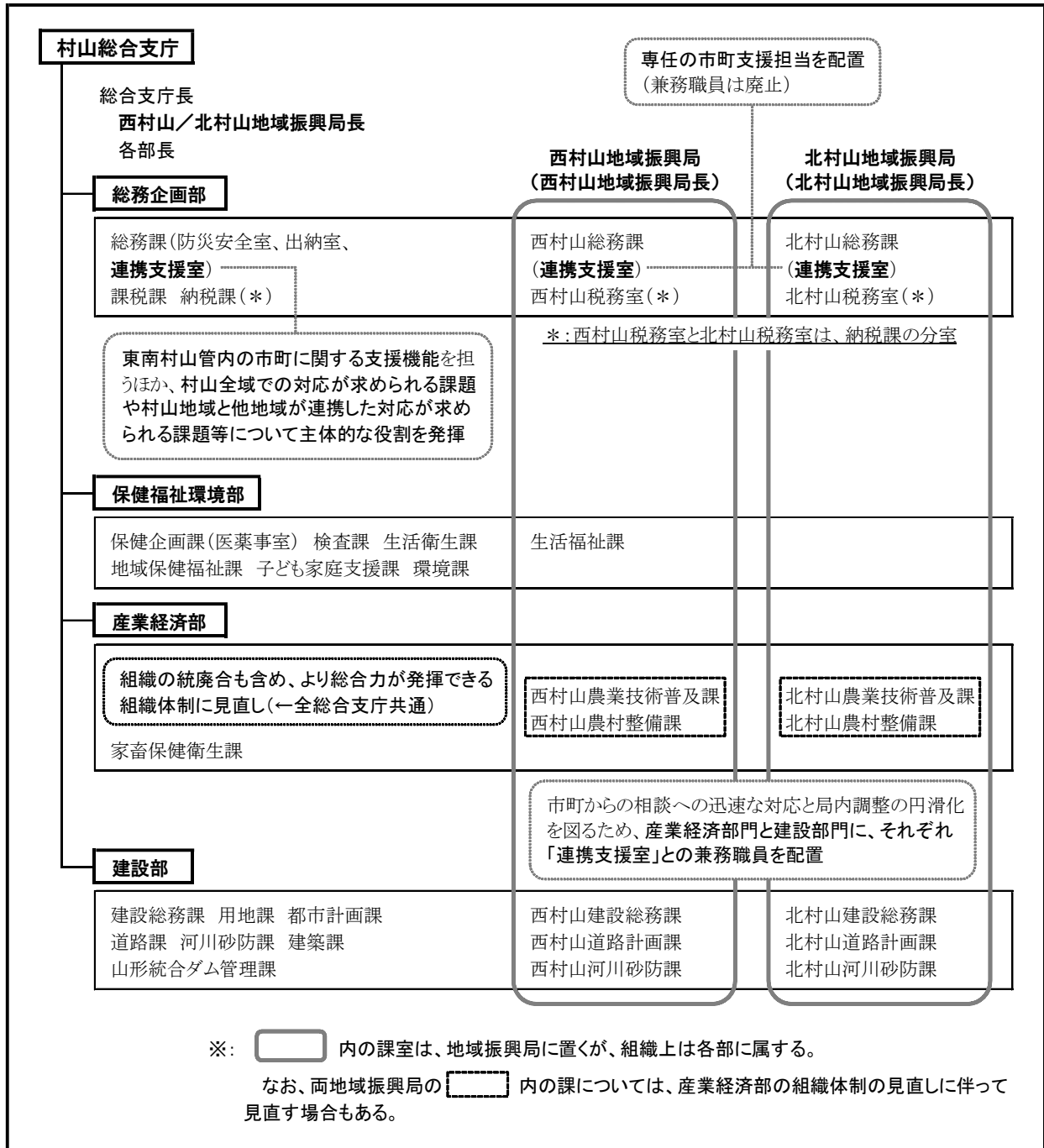
- ・ 西庁舎及び北庁舎の両分庁舎をそれぞれ「西村山地域振興局」、「北村山地域振興局」に改め、両地域振興局に「西村山地域振興局長」、「北村山地域振興局長」を配置する。
- ・ 両地域振興局の総務課内に「連携支援室」を設け、専任の職員を配置する。

【見直しのイメージ】

< 現在 >



< 見直し後 >



〈「地域振興局」のポイント〉

◇「市町村支援機能」関係

- ・ 災害対応を含む専門的・技術的な現場機能と併せ、管内市町との連携・協働や市町間連携の調整・推進等を図る市町村支援機能を配置。(総務課内に「連携支援室」を設置。)
- ・ 連携支援室を中心に、市町との情報交換を密にして地域課題の把握に努め、局内や村山総合支庁の各部、県庁の関係課と調整を図りながら、市町間連携施策を展開。
- ・ 各管轄の地域を跨ぐ課題については、関係する連携支援室が連携して対応。

◇「地域振興局長」関係

- ・ 地域における「業務統括者」としての立場を明確化。
- ・ 地域課題の解決に向けて、総合支庁各部との調整及び市町との連携を推進。

◇管内の市町の各種要望活動への対応

- ・ 地域内の案件については、地域振興局長が責任を持って対応することを基本とし、要望を受ける窓口を明確化。

山形市が「中核市」に移行する場合の課題

- ・ 山形市では、平成27年度より「中核市」への移行について検討を開始することとしているが、「中核市」となった場合には、県から以下の事務が移譲される。

＜「中核市」に移譲される主な事務＞

◇民生行政に関する事務

身体障害者手帳の交付、養護老人ホームの設置認可・監督、母子・寡婦福祉資金の貸付け

◇保健衛生行政に関する事務（＝保健所を設置し、処理する事務）

地域住民の健康保持・増進のための事業の実施、飲食店営業等の許可、浄化槽設置等の届出受理、温泉の利用許可

◇環境保全行政に関する事務

ばい煙発生施設の設置の届出受理、産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令

◇都市計画等に関する事務

屋外広告物の条例による設置制限

- ・ 上記事務のうち大きなボリュームを占める保健衛生行政に関する事務については、現在、村山総合支庁保健福祉環境部（村山保健所）が担っているが、事務全体に占める山形市管内の事務の割合が大きいことから、山形市が「中核市」に移行する場合には、山形市と連携を図り、村山総合支庁の効率的・効果的な体制のあり方について、別途検討していく必要がある。

6 総合支庁の見直しに係る今後の対応

「4 総合支庁に求められる対応」及び「5 総合支庁の組織体制の見直し」の具体化に向け、以下のとおり準備を進める。

(1) 事務・権限関係

①事務・権限移譲の推進

- 国や県単独の新たな事業や国から移譲される権限を中心に、「現地即決」及び「ワンストップサービス」の充実を図る観点から、随時、総合支庁への事務・権限移譲を推進する。
【平成 27 年度～】

②事務の最適化・効率化

- 事務・権限全般にわたる検証（※）に基づき、専門性の確保や効率性の観点等から、総合支庁から県庁への移管が適当と考えられるものについては、県民等の利便性に配慮した事務処理方法のあり方も含め、相互の調整を経たうえで、順次、移管を進める。
【平成 27 年度～】

※：本方針の整理と並行し、平成 26 年 5 月より検証作業を行っている。

(2) 機能・施策関係

①市町村支援機能のあり方に係る検討

- 地域の実情に応じて、効果的な市町村支援が展開できるよう、「連携支援室」について、総合支庁毎に業務内容や人員体制、庁内調整の仕組み等の検討を行う。（併せて、現在、各総合支庁の地域振興課で行っている市町村支援以外の事務・事業の移管先についても検討する。）
【検討：平成 27 年度、実施：平成 28 年度～】

- 総合支庁が市町村に対して行う専門的・技術的支援の条件及び内容並びに支援実施に向けた手順等に係るルールについて検討・整理する。
【検討：平成 27 年度、実施：平成 28 年度～】

②産業振興施策のあり方に係る検討

- 現在、総合支庁が独自に企画・立案して取り組んでいる各種の産業振興施策について、県の全体方針との整合性や県庁又は市町村・民間団体との適正な役割分担の観点から検証を行い、必要があるものは、県庁や市町村・民間団体への移管を進める。
【平成 27 年度～】

- また、県の全体方針の下で、総合支庁が地域の実情を踏まえた取組みを企画・実施するための予算のあり方について検討を行い、所要の措置を講じる。

この場合、「第 3 次山形県総合発展計画」に基づく現行の「短期アクションプラン」の計画期間が平成 28 年度までとされていることについても留意するものとする。

【検討：平成 27 年度、実施：平成 29 年度～】

③総合支庁予算のあり方に係る検討

- ②の産業振興施策に係る予算のあり方とともに、市町村支援を通じた地域課題の解決に向けた取組みの充実・強化や、道路・河川等の住民に身近な生活基盤の維持管理に係る効果的・効率的な予算執行等の観点から、総合支庁予算のあり方について検討を行い、必要に応じて所要の見直しを行う。

【検討：平成 27 年度、実施：平成 28 年度～】

④村山総合支庁（分庁舎）のあり方に係る検討

- 西村山・北村山の両「地域振興局」について、それぞれ「連携支援室」の業務内容や人員体制、局内や村山総合支庁各部との調整の仕組み等について検討を行う。

【検討：平成 27 年度、実施：平成 28 年度～】

（3）組織関係

① 4 総合支庁共通

- （2）①の検討結果を踏まえ、「連携支援室」の設置に係る組織見直しを行うとともに、「＜産業経済部の見直しに向けた考え方＞」（P21）に基づき、各総合支庁の産業経済部の組織体制のあり方について検討を行い、必要に応じて見直しを行う。

【検討：平成 27 年度、実施：平成 28 年度】

- なお、「村山総合支庁分庁舎及び置賜総合支庁分庁舎の農村整備課の取扱い」（P21）に基づき、当該案件については平成 27 年度内に結論を出すものとする。

②村山総合支庁

- （2）④の検討結果を踏まえ、西庁舎及び北庁舎の両分庁舎について、「地域振興局」への移行と「連携支援室」の設置を行う。

【検討：平成 27 年度、実施：平成 28 年度】

- また、上記①による産業経済部の見直し及び分庁舎の農村整備課の取扱いに係る検討結果を踏まえ、必要に応じて、両分庁舎（見直し後の「地域振興局」）の農業関係の組織体制について見直しを行う。

【検討：平成 27 年度、実施：平成 28 年度】

